

## PRESS RELEASE

2011年10月14日

気候ネットワーク 代表 浅岡美恵

### 最高裁 温暖化防止情報の開示を認めず！

- 本日、最高裁は、大規模エネルギー消費工場（省エネ法第一種指定管理工場）の年ごとの燃料や電気の使用量（2003年度分）について情報公開請求を非開示とした経済産業省の処分について、その開示を命じた東京地裁、東京高裁、名古屋地裁、名古屋高裁、大阪地裁の判決を取消し、行政の非開示処分の裁量を広く認めた大阪高裁の判決を結論において是認できるとして、公開請求を棄却する判決をした。

台風12号や16号など記録的豪雨による災害が世界の各地で頻発するようになっており、地球温暖化防止は緊喫の課題であり、産業革命前からの地球平均気温の上昇を2℃程度に止めるためには、先進国は2020年までに1990年の排出レベルから25%以上、2050年までに80%以上の削減が必要とされている。しかるに、これまでの日本の地球温暖化対策は原発推進と企業の自主的取組みに依存し、炭素税や国内排出量取引制度など実効性ある対策も導入されずに来ている。本日の最高裁判決は、情報公開法の制度趣旨を狭く解釈し、こうした国の対応を追認するものといわざるを得ない。

- 気候ネットワークが開示を求めた情報は、地球温暖化防止のために1993年の省エネ法改正によって導入された定期報告制度に基づき、工場単位で化石燃料や電気の使用量を経済産業省に報告している情報である。CO<sub>2</sub>はわが国の温室効果ガス排出量の92%を占めるが、本件数値情報は工場ごとのCO<sub>2</sub>排出量の算定の基礎となるデータである。

石炭は天然ガスの1.8倍のCO<sub>2</sub>を排出するなど、燃料や電気の種類によってCO<sub>2</sub>排出量が異なり、例えば石炭を多く使用する事業所では燃料転換によるCO<sub>2</sub>の排出削減の余地が大きいことがわかるもので、排出削減のための政策をとるための基礎情報となる情報である。

他方、2005年度の地球温暖化対策推進法の改正において導入されたCO<sub>2</sub>等温室効果ガスの排出量算定報告公表制度では燃料の種類やその使用量が不明であり、燃料の使用と電気の使用とを合算した排出量（いわゆる間接排出量）であって、燃料の消費にかかる直接CO<sub>2</sub>排出量も明らかにならないもので、CO<sub>2</sub>排出量の推移を確認できるに過ぎない。排出削減に向けた効果的な政策議論のための情報として不十分であるため、本件数値情報の開示を求めてきたものである。

- これまでに、エネルギー多消費業種も含め、約5000の事業所のうち94%の事業所について開示されており、非開示事業所は製鉄業や化学工業の一部など、312事業所、6.3%である。開示を拒んだエネルギー多消費事業所について、経済産業省はこれらの企業の意思に沿って、情報公開法第5条2号イに定める企業等に関する非開示情報に該当するとして非開示処分とした。

東京高等裁判所などは証人尋問等証拠調べを尽くした上で、本件数値情報によって得られる情報は精度の高いものとはいえないとして、情報公開法第5条2号イにいう不利益の

恐れの蓋然性とはいえないと判断したものである。

しかしながら、最高裁は、本件定期報告にかかる数値情報が地球温暖化対策推進法でも権利利益の保護請求を定めていることから事業者の権利利益と密接に関係する情報であるとし、本件情報の性質や当該制度との整合性から、開示されない場合に比べて不利な状況におかれるとして、個別事業者の具体的な不利益を判断することなく、不開示情報にあたるとしたもので、国と開示を拒否した企業の主張をそのまま認めたものである。

このような判断によれば、これまで開示してきた94%の事業所のなかから、温暖化対策への積極的対応を標榜する一方で、今後は公開しないという事業者が現れかねないことが懸念される。福島第一原子力発電所事故による被災が広域の住民の生活や事業活動に深刻な影響を及ぼしているなか、国民がその生命健康にも重大な影響をもつ環境情報にアクセスできず、国がとるべき政策の方向を自ら判断する道を封じかねない。結果として、地球温暖化対策が遅れることになりかねず、その不利益は国民に及ぶことになる。

わが国において実効性のある地球温暖化対策を強化し、確実に排出削減を実施していくことは、将来世代に対する私たちの責務である。そのために、本日の最高裁判決にかかわらず、本件数値情報の公開と市民参加による温暖化対策の強化推進の必要性は、今後、ますます高まるものである。

問合せ：

浅岡法律事務所 TEL：075-211-2774 （携帯 090-2114-4551）

気候ネットワーク 東京事務所

〒102-0082 東京都千代田区一番町 9-7 一番町村上ビル 6F

TEL：03-3263-9210、FAX：03-3263-9463

E-mail：tokyo@kikonet.org URL：http://www.kikonet.org/

## 経済産業省の非開示事由

非開示とした理由として、経済産業省は、「法人に関する情報であって、通常一般には入手できない当該法人の事業活動に関する内部情報であり、当該情報を競合他社が入手し、パンフレット等により生産量等の情報を知りえた場合、製品当たりのエネルギーコストが推測され、製品当たりの製造コストが類推可能となり（あるいは、エネルギーコスト等が推測され、製品の生産量、生産能力等が類推可能となり）、競合他社との競争上の不利益や、販売先事業者との価格交渉上の不利益が生じること等が想定される。従って、これらの情報を公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位、ノウハウ等正当な利益を害するおそれがあることから、法第5条2号イに該当するため、これらの情報が記載されている部分を不開示とした」などと記載。

### 資料 各地裁における訴訟対象事業所

（濃い網掛けは 2006 年 7 月以降に開示に変更されたもの、薄い網掛けは 2006 年 5 月に開示に変更されたもの）

#### ■東京地裁・訴訟対象 12 事業所（高裁対象 3 事業所）

× 非開示のまま	新日本製鐵(株)	君津製鐵所	千葉県
× 非開示のまま	JFEスチール(株)	西日本製鐵所(福山地区)	広島県
× 非開示のまま	東ソー(株)	南陽事業所	山口県
○ 開示へ変更	昭和電工(株)	大分工場	大分県
○ 開示へ変更	旭化成せんい(株)	レオナ繊維長浜工場	宮崎県
○ 開示へ変更	三菱化学(株)	鹿島事業所	茨城県
○ 開示へ変更	太平洋セメント(株)	上磯工場	北海道
○ 開示へ変更	三菱マテリアル(株)	九州工場	福岡県
○ 開示へ変更	大王製紙(株)	三島工場	愛媛県
○ 開示へ変更	新日本石油精製(株)	根岸製油所	神奈川県
○ 開示へ変更	東燃ゼネラル石油(株)	川崎工場	神奈川県
○ 開示へ変更	日産自動車(株)	追浜工場	神奈川県

#### ■名古屋地裁・訴訟対象 9 事業所（名古屋高裁対象 4 事業所）

× 非開示のまま	新日本製鐵(株)	名古屋製鐵所	愛知県
× 非開示のまま	東ソー(株)	四日市事業所	三重県
× 非開示のまま	三菱化学(株)	四日市事業所川尻工場	三重県
× 非開示のまま	三菱化学(株)	四日市事業所四日市工場	三重県
○ 開示へ変更	出光興産(株)	愛知製油所	愛知県
○ 開示へ変更	昭和四日市石油(株)	四日市製油所	三重県
○ 開示へ変更	横浜ゴム(株)	新城工場	愛知県
○ 開示へ変更	横浜ゴム(株)	三重工場	三重県
○ 開示へ変更	明治乳業(株)	愛知工場	愛知県

■ 大阪高裁・訴訟対象4事業所

× 非開示のまま	(株)カネカ	高砂工業所	兵庫県
× 非開示のまま	花王(株)	和歌山工場	和歌山県
× 非開示のまま	(株)神戸製鋼所	加古川製鉄所	兵庫県
× 非開示のまま	住友金属工業(株)	和歌山製鉄所	和歌山県
○ 開示へ変更	東燃ゼネラル石油(株)	和歌山工場	和歌山県
○ 開示へ変更	住友大阪セメント(株)	赤穂工場	兵庫県
○ 開示へ変更	日本ハム(株)	兵庫工場	兵庫県

参考 省エネ法の定期報告書の様式

電気

燃料等

様式第5 (第10条関係)

定期報告書

年 月 日  
 住 所  
 氏 名 印

エネルギー管理指定工場指定番号									
工場の名称									
工場の所在地	電話 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )								
工場に係る事業									
作成責任者名									
作成責任者のエネルギー管理士免状番号又は講習修了番号									

エネルギーの使用の合理化に関する法律第11条(法律第12条の3第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり報告します。

第1表 電気の使用量

電気の使用量	単 位	年 度	対前年度比 (%)
(昼間買電)	kWh		
(夜間買電)	kWh		
(上記以外の電気)	kWh		
(合計)	kWh		

第1表 燃料等の使用量及び販売副生燃料等の量

燃料等の種類	単 位	使 用 量		販売副生燃料等の量	
		年 度	熱 量GJ	年 度	熱 量GJ
原 油	kl				
うちコンデンセート (NGL)	kl				
揮発油	kl				
ナフサ	kl				
灯油	kl				
軽油	kl				
A重油	kl				
B・C重油	kl				
石油アスファルト	t				
石油コークス	t				
石油ガス					
液化石油ガス (LPG)	t				
石油系炭化水素ガス	千m <sup>3</sup>				
可燃性天然ガス					
液化天然ガス (LNG)	t				
その他可燃性天然ガス	千m <sup>3</sup>				
石 炭					
原料炭	t				
一般炭	t				
無煙炭	t				
石炭コークス	t				
コールタール	t				
コークス炉ガス	千m <sup>3</sup>				
高炉ガス	千m <sup>3</sup>				
転炉ガス	千m <sup>3</sup>				
その他の燃料等					
都市ガス	千m <sup>3</sup>				
蒸気	GJ				
温水	GJ				
冷水	GJ				
( )	( )				
合 計	GJ				
原油換算	kl				
対前年度比 (%)					